

令和4年度第3回福岡県性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する 専門委員会 議事要旨

1 日時

令和5年3月22日（水）10時00分～11時40分
（オンライン会議）

2 出席者

参考資料2「福岡県性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会委員名簿」のとおり

3 議事概要（●は委員の、◎は委員長の、→は事務局の発言）

(1) 議題1「令和4年度性暴力対策アドバイザー派遣事業の状況について」

○ 資料1-1「令和4年度性暴力対策アドバイザー派遣事業の状況について」及び資料1-2「オンライン説明会方式による事前打合せの試行結果について」により事務局から説明を行った。

○ 委員により、以下の議論が行われた。

【オンライン説明会方式による事前打合せの試行について】

- 学校のアンケートにおいて、9割近くが、オンライン説明会方式が良かったと回答。オンライン方式で時間も省けること、また、条例やアドバイザー派遣事業の基本的な内容を知ることができることに関して、学校にとっても良かったということ。説明動画も、わかりやすいものになっているということだと思ふ。
- 学校のアンケート結果が良かった一方で、アドバイザーの3割は良くなかったと回答している。スキルアップ研修の中で出た話になるが、事前打合せの段階で話は出ていなかったものの、当日学校に行ったら、同じクラスの中に加害と被害の児童生徒がいて、トラブルになった事案があった。こういった事案は生じさせてはならない。アドバイザーが事前に学校を確認をするということがないと、こうした事案は生じてしまう。事前説明会形式はこのままでいいが、アドバイザーが学校と確認をするという場はどこかで必要であると感じている。
- 今後、対応が難しいケースが出てくる場合、誰が責任をもって対応するのか。
- アドバイザーが学校に対し、講義実施に係る配慮事項等について対面で説明することで、学校の危機意識の向上につながっていくと考える。学校とアドバイザーが直接話をする機会が大切であると考えている。

- 12年ぶりに生徒指導提要の改訂があった。「性に関する課題」が章として取り上げられ、その中に「2次的な問題が起きないように」という注釈も書かれている。そういった点も配慮して検討していく必要がある。
 - 子どもの性暴力事案は、学校の先生が気付いて対応することが難しい。事前打合せの内容は、それぞれの先生に本講義に対する理解が届くような内容にすべき。また、別枠で学校の先生向けに「境界線」「性的同意」等の理解を深める研修の機会を設ける必要があるのではないか。
 - オンライン説明会後の打合せについて、誰がその必要性を見立てるのかという視点がある。どの学校でも被害を受けている児童生徒は必ずいる。学校には個別性がある。担当のアドバイザーが、学校が今抱えている課題や、クラスにどんな児童生徒がいるかを把握しておくべきではないかと考える。
- オンライン説明会の際、何らかの懸念がある場合は、事前打合せを実施してほしいということをは話していきたいと考えているところ。事前打合せの敷居をできるだけ低くすることを考えている。もう一方で、アドバイザーが当日の朝に早めに行って、授業実施に当たり、必要なことについて確認を行い、授業に臨んでもらうことができると考えている。
- ◎ 生活安全課から、授業開始前に少し早めに行って確認をとという提案があった。当日に懸念事項が発覚した場合、授業内容の修正が必要かということや、該当の先生と話をする時間は確保できるのかという懸念もある。打合せは必ず実施するようにできないか。
 - 令和5年度については4月第2週目から事前説明会を予定している。本日出た意見については整理をして、子どもにとってどういう形がいいか検討したい。

(2) 議題2「令和5年度性暴力対策アドバイザー派遣事業の実施について」

- 資料2-1「令和5年度性暴力対策アドバイザー派遣事業の実施について」、資料2-2「性暴力対策アドバイザー派遣制度（学校への派遣）実施要項 改訂（案）」、資料2-3「性暴力対策アドバイザー派遣事業受講の手引き」資料2-4「高等学校テキスト修正案」により事務局から説明を行った。
- 委員により、以下の議論が行われた。
 - 【受講の手引きについて】
 - 子どもが講義中に泣き出す場合や、授業後に被害を開示する場合もある。講義を受けて起こりうる子どもたちの反応や理解について、事前に学校に伝えておくことも必要である。10頁の「受講中の児童のフォロー」につい

て、わかりやすいように、より具体的な追記を検討してはどうか。
→ 追記を検討する。

(3) 議題3「その他」

○ 資料3「今後における検討事項」により事務局から説明を行った。

○ 委員により、以下の議論が行われた。

【教育内容、教材について】

- プライベートゾーンの「体操服で隠れる部分」だが、今回の生徒指導提要の中でも、文部科学省は「水着で隠れる部分」としており、指導について齟齬が生じることを懸念している。
- テキスト作成の際、「水着で隠れる部分」とした場合、多様性を前提としていない表現になるのではないかという議論を受けて、体操服という表現を用いている。水着については、ライフガード等、選択できる状況にはあるが、現場の理解としては、男女違うものが水着であるという思い込みがあるのではと危惧している。

【アンケートの取扱いについて】

- アンケートの取扱いについて、子どもたちがアンケートで表現したことを見立てて、学校にコンサルテーションを行うところまでできればと考える。アンケートの確認を控えることで統一すると、見てはいけないもののように取り扱われることが懸念される。
- 全てのアドバイザーが学校へのコンサルテーションを果たすことができるスキルを十分に備えているかということ、現状、かなりばらつきがあるのではないかと感じている。授業後の対応について、個々のアドバイザーが負うのか、どこかが集約して対応するのかを含めて、相談があった場合だけでなく、授業後の見立てをどのようにしていくかについては整理をする必要があると感じる。
- アンケートについて、子どもたちに授業がどう伝わったかをアドバイザーが知るということは、今後の授業の改善にも必要であると考え。学校に対し、今後の対応について引き継ぐという視点と、アドバイザー自身の研鑽という意味からも、フィードバックはあった方がいいのではないかと考える。アドバイザーに対する授業後のフィードバックについて、事務局はどういった形のものを想定しているのか。
→ 学校から提出されたアンケートの集計をフィードバックすることを想定している。

- アドバイザーが、授業のみ実施して、子どもたちのアンケートを確認しないというのは、学校側の捉え方が気になる。
 - 学校とアンケートを共有しながら、本事業の効果を測定していくことが大事ではないかと考える。アドバイザーの負担にならないよう、学校に対し、アドバイザーの役割を示したら良いのではないか。
 - アンケートを含む事後対応については、議論が届いていない部分であると感じる。事後対応のマニュアルの整備も含めて、授業後、誰がどこまで責任を負って対応していくのかということを整理していくべきではないか。
- 様々な意見をいただいているところであるが、学校から提出される実績報告書について、アドバイザーのフィードバックに活用できないかを検討したい。
- ◎ アンケートに限定せず、事後の対応や引継ぎの精査も含めて検討いただきたい。

(4) 全体を通じた意見等

- 令和5年度の養成講座の予定と、アドバイザーの質の担保について、県はどのように考えているのか。
 - 養成講座については予定していない。スキルアップ研修については8月と2月に実施したいと考えている。
- 事前の打合せの重要性や事後の対応について、学校に研修という形で伝えていけないかと考えている。生活安全課と協議をしながら検討していきたい。
- 特別支援学校の先行実施は、知的の特別支援学校において実施されてきたところ。令和6年度からは、聴覚や視覚の学校にも派遣される。実施に当たっては、事前の打合せ等をしっかり行ってほしい。
 - 本日の意見を踏まえ、事務局で検討を行い、見直しの対応案を再度お諮りしたい。ただし、新年度の全校実施に向けて、5月の専門委員会では間に合わない。書面開催という形で代替できないかと考えている。
- ◎ 年度内、少なくとも4月初めには方向性を決める必要があるという事情がある中、やむを得ないとする。意見交換や確認を十分にした上で、書面開催としたい。